

## 平成18年度筑波大学の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表 について(概要)

### 1 公表の趣旨

国立大学法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成17年9月28日閣議決定)に基づき、国民及び関係者に情報を分かりやすく提供することを目的として行うものである。

### 2 公表事項

- ・ 役員報酬等について
- ・ 職員給与について
- ・ 総人件費について
- ・ 報酬・給与の考え方、改定について
- ・ 法人が必要と認める事項

### 3 公表事項の注解

#### ① 対象役員

全ての常勤及び非常勤の役員が対象となる。

#### ② 対象職員

平成18年度中の月例給与及び賞与を減ぜられることなく支給された常勤の職員及び非常勤の職員が対象となる。

#### ③ 表中Ⅱの2の②の「四分位」「第1分位」「第3分位」について

「四分位」とは、ばらつきの度合いを示す指標のひとつで、「第1分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額であり、「第3分位」とは、75%目の額である。

#### ④ 表中Ⅱの2の③の標準的な職位について

あくまでも標準的な職位を示しているため、表示以外の職名については級に対応し含まれている。

#### ⑤ 表中Ⅱの2の⑤の指数について

この項の指数は、ラスパイレス指数といい、同指数は、法人の年齢別人員構成をウェイトに用いて算出する指数である。具体的には、国家公務員との比較の場合は、本学職員の給与を国の同一年齢階層の給与に置き換えた場合の仮定の給与費を100としてこれに対して本学が現に支給している給与費から算出される指数をいう。

### 4 公表時期

平成19年7月2日

5 公表方法

文部科学省及び筑波大学のホームページ等

6 給与等の調査と指標の作成

毎年、事業年度終了後、国立大学法人等の役職員の給与等実態調査を実施し、それに基づき人事院が比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）その他の発表に必要な指標等を作成することとなっている。

# 国立大学法人筑波大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については、当該額の100分の10の範囲内で増額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成18年4月1日付けで報酬の約6.6%減額
- ・平成18年4月から調整手当を廃止し、地域手当を新設(支給割合4%)
- ・平成18年12月期の期末特別手当を0.033月増額

理事

- ・平成18年4月1日付けで報酬の約6.6%減額
- ・平成18年4月から調整手当を廃止し、地域手当を新設(支給割合4%又は13%)
- ・平成18年12月期の期末特別手当を0.033月増額

理事(非常勤)

- ・平成18年4月1日付けで報酬の約7.0%減額

監事

- ・平成18年4月1日付けで業務の見直しにより報酬を減額
- ・平成18年4月から調整手当を廃止し、地域手当を新設(支給割合4%)
- ・平成18年12月期の期末特別手当を0.033月増額

監事(非常勤)

- ・平成18年4月1日付けで業務の見直しにより報酬を増額

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	21,190	14,532	6,077	581 (地域手当)		
理事 (7人)	111,042	73,428	31,302	4,715 (地域手当) 1,321 (通勤手当) 276 (単身赴任手当)	4月1日3名	3月31日2名
理事 (非常勤) (1人)	3,348	3,348	0	0 ( )		
監事 (1人)	11,006	7,848	2,184	314 (地域手当) 660 (通勤手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) (1人)	1,920	1,920	0	0 ( )		

注:「地域手当」とは、主に民間賃金が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円 2,964 (57,027)	年 月 2 (34)	18.3.31	—	役員としての在職期間中における職務実績の評価を行い、特に増減は行わなかった。
監事	千円 2,340	年 月 2	18.3.31	1.0	在職期間中における職務実績の評価を行い、業績勘案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画における人件費の見積りの範囲内で、人件費を総額で管理することとし、業務の見直し・電算化・アウトソーシングによる効率化を推進することにより、人件費の抑制に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条で準用される独立行政法人通則法第63条第3項により、職員の給与の支給基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとしている。また、職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮した適正な給与水準としている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価の結果を踏まえた勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を実施している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	総合的な能力の評価により、上位の級に決定できる者については、昇格させることができる。
俸給月額 (昇給)	毎年1月1日に勤務成績の判定を行い、5段階の昇給区分(A「極めて良好」、B「特に良好」、C「良好」、D「やや良好でない」、E「良好でない」)に応じて昇給号俸を決定する。
勤勉手当 (査定分)	基準日6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ① 一般職員(一)俸給表の水準を平均4.8%引下げ、その他の俸給表についても一般職員(一)俸給表との均衡を基本に改定。ただし、経過措置として、俸給月額が改定前の額に満たないものについては、その差額を支給
- ② 調整手当を廃止し、地域の民間水準に基づく地域手当を新設  
(平成18年度支給割合:東京都特別区13%、つくば市4%、千葉県市川市10%、神奈川県横須賀市10%、静岡県静岡市4%、埼玉県坂戸市1%)
- ③ 普通昇給と特別昇給を統合し、昇給時期を1月1日に統一。また、きめ細かい勤務実績の反映を行うために現行の号俸を4分割し、良好な勤務成績で勤務した場合は4号俸昇給(平成21年度までは3号俸)
- ④ 勤勉手当の「良好(標準)」の支給月数を減じて、「優秀」以上の人員分布を増やした。また、平成18年12月期の期末特別手当を0.033月増額

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	3,433	45.1	7,773	5,610	102	2,164
事務・技術	968	45.0	6,065	4,410	102	1,655
教育職種 (大学教員)	1,492	47.8	9,697	6,927	104	2,770
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	354	33.4	4,683	3,429	30	1,254
技能・労務職種	59	53.4	5,479	3,988	76	1,491
教育職種 (附属高校教員等)	418	45.2	8,223	6,041	157	2,182
教育職種 (附属義務教育学校教員)	35	48.5	8,648	6,354	192	2,294
医療職種 (病院医療技術職員)	89	39.7	5,460	3,981	74	1,479
その他医療職種 (医療技術職員)	7	41.6	5,687	4,176	132	1,511
その他医療職種 (看護師)	7	50.5	6,275	4,574	78	1,701
指定職種	4	56.5	14,359	10,282	75	4,077

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師及び看護助手等である。

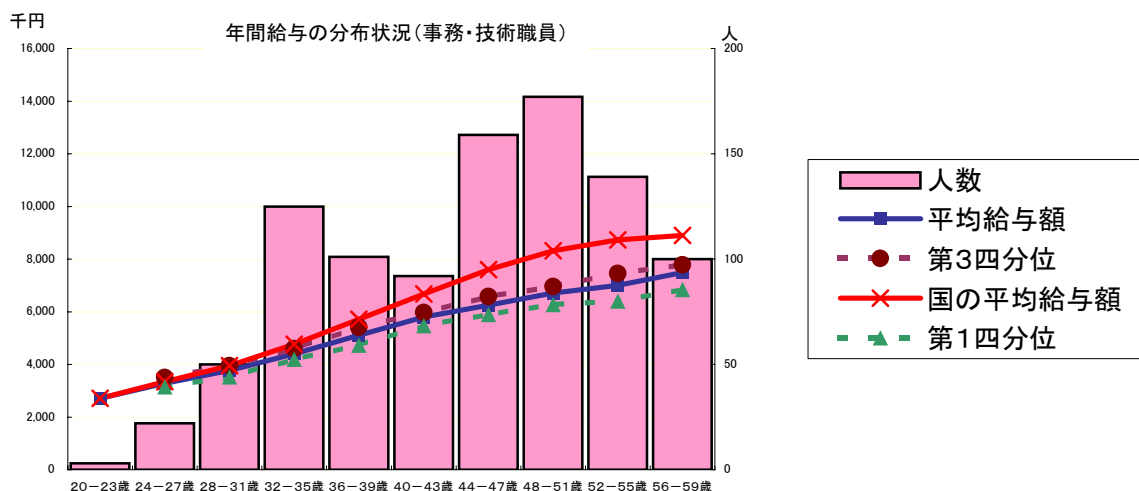
非常勤職員	32	33.5	2,838	2,656	28	182
事務・技術	1	-	-	-	-	-
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	26	30.0	2,678	2,678	14	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	49.3	3,516	2,538	30	978

注1:非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数のみ記載している。

注2:「技能・労務職種」とは、臨時用務員、技能補佐員である。

注3:「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

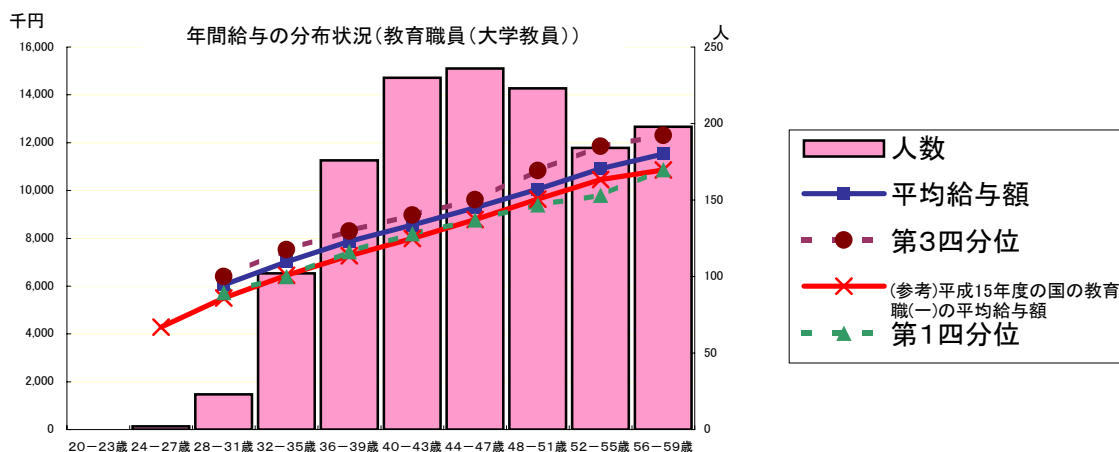


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:20歳～30歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位を示す点を表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	5	53.3	10,688	11,091	10,965	11,091	11,091
課長	32	53.8	8,222	9,157	8,702	9,157	9,157
課長補佐	108	54.9	7,188	7,737	7,467	7,737	7,737
係長	402	48.1	6,064	6,809	6,441	6,809	6,809
主任	232	43.8	5,166	5,875	5,510	5,875	5,875
係員	189	32.5	3,698	4,421	4,050	4,421	4,421

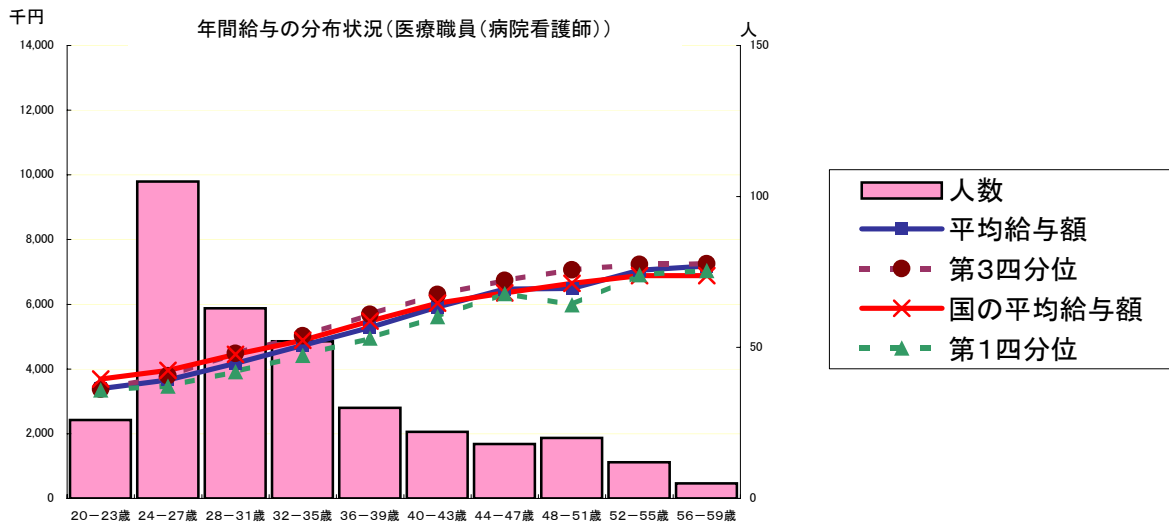


注:24歳～27歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	537	55.3	10,812	12,225	11,533	12,225	12,225
准教授	483	46.3	8,775	9,623	9,179	9,623	9,623
講師	411	41.4	7,452	8,645	8,034	8,645	8,645
助教	59	36.0	5,960	6,621	6,276	6,621	6,621
助手	2	—	—	—	—	—	—

注:助手については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員数のみ記載している。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	5	53.7	7,236	7,682	8,164		
看護師長	22	48.8	6,556	6,832	7,158		
副看護師長	55	41.7	5,489	6,011	6,620		
看護師	271	30.0	3,569	4,124	4,527		

注:看護部長については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員数のみ記載している。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長補佐	課長	課長
人員 (割合)	968 人	42 人 (4.3%)	187 人 (19.3%)	532 人 (55.0%)	115 人 (11.9%)	69 人 (7.1%)	18 人 (1.9%)
年齢(最高～最低)		47～23 歳	54～28 歳	59～34 歳	59～48 歳	59～39 歳	59～44 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		2,956～ 1,929 千円	3,925～ 2,570 千円	5,635～ 3,071 千円	6,056～ 4,558 千円	6,506～ 5,014 千円	7,143～ 6,048 千円
年間給与額 (最高～最低)		4,043～ 2,648 千円	5,354～ 3,513 千円	7,684～ 4,199 千円	8,364～ 6,404 千円	8,744～ 7,046 千円	9,742～ 8,374 千円

区分	7級	8級	9級
標準的な職位	部長	調整官	調整官
人員 (割合)	5 人 (0.5%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢(最高～最低)	59～50 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与 年額(最高～最低)	8,304～7,639 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)	11,571～10,684 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,492 人	0 人 (%)	67 人 (4.5%)	405 人 (27.1%)	483 人 (32.4%)	537 人 (36.0%)
年齢(最高～最低)		～ 歳	53～27 歳	63～28 歳	62～32 歳	64～41 歳
所定内給与 年額(最高～最低)		～ 千円	5,466～ 3,278 千円	7,508～ 3,981 千円	8,030～ 5,009 千円	10,449～ 6,180 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	7,561～ 4,469 千円	10,078～ 5,586 千円	11,216～ 7,068 千円	14,633～ 8,795 千円



## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	354 人	0 (%)	271 (76.6%)	55 (15.5%)	24 (6.8%)	3 (0.8%)	0 (%)	1 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	58～23 歳	56～30 歳	58～40 歳	58～49 歳	～ 歳	— 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～ 千円	4,580～ 2,455 千円	5,219～ 3,245 千円	5,207～ 4,186 千円	6,065～ 5,559 千円	～ 千円	— 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	6,313～ 3,356 千円	7,179～ 4,533 千円	7,330～ 5,830 千円	8,259～ 7,638 千円	～ 千円	— 千円

注:医療職種(病院看護師)の7級については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢」以下の事項については記載しない。

## ④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.4	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.6	% 33.8
	最高～最低	% 44.5～32.2	% 41.9～28.8	% 42.5～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 30.9	% 32.4
	最高～最低	% 38.1～24.7	% 35.0～27.3	% 34.7～27.9

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.6	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.4	% 33.9
	最高～最低	% 43.1～32.6	% 42.3～29.3	% 42.5～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 69.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 30.9	% 32.4
	最高～最低	% 38.1～31.6	% 35.0～25.6	% 36.0～29.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.7	66.7	64.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.3	33.3	35.2
	最高～最低	45.7～33.6	39.4～30.7	42.5～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	68.6	67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	31.4	32.9
	最高～最低	35.9～31.5	32.9～28.6	34.4～30.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

84.3
98.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

105.4
-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))  
対他の国立大学法人等

95.9
99.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

・教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

106.0
-------

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	31,045,577	31,424,202	△ 378,625	(△1.2)	△ 17,417	(△0.1)
退職手当支給額 (B)	2,660,863	2,763,919	△ 103,056	(△3.7)	△ 56,726	(△2.1)
非常勤役員等給与 (C)	3,473,849	3,066,162	407,687	(13.3)	756,888	(27.9)
福利厚生費 (D)	4,169,921	4,150,291	19,630	(0.5)	174,506	(4.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	41,350,210	41,404,574	△ 54,364	(△0.1)	857,251	(2.1)

注:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ①・給与、報酬等支給総額の対前年比1.2%減の要因  
 定年退職等の後任補充を抑制し、教職員数を削減したことに伴う減等である。  
 ・最広義人件費の対前年比0.1%減の要因  
 非常勤職員等の増加による給与支給額等が増加しているが、上記「給与、報酬等支給総額」の減の外、退職手当支給額が減少していることによるものである。
- ② i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項  
 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況  
 ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 31,424,202 千円  
 ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 31,045,577 千円  
 ・平成18年度までの人件費削減率 △ 1.2 %
- ③ ・平成18年度の「給与、報酬等支給額」 31,045,577 千円  
 ・平成17年度の「人件費予算相当額」 31,919,819 千円  
 ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) △ 2.7 %

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし